

新たな河川整備をめざして 淀川水系流域委員会 提言-

1 対象となる提言

(1) ページ・行 3-4 16行

提言の文章

河川敷は河川の一部として本来のあるべき姿とかけ離れたものとなっている。高水敷に設けられた施設は、本来堤内に設置すべきものであり、暫定的なものであると意識すべきである。高水敷の利用は「人間中心の利用」から「河川の自然環境を重視した利用」へと適正な利用が行われるような方策を講じていかなければならない。

(2) ページ・行 4-8 7行

提言の文章(1) 基本的な考え方

高水敷の整備等については、堤内などで代替できる機能については、長期的には堤内地内に移行することを目標とする。したがって新規の整備は原則として認めるべきでない。

(3) ページ・行 4-9 10行

提言の文章(4) 水辺移行帯

無秩序な・・・水辺移行帯積極的に創出する。

(4) ページ・行 4-9 17行

提言の文章(5) 高水敷利用

高水敷に・・・新規の整備は認めるべきでない。

2 上記の提言に対する意見

本市を流れる野洲川は、幾度の洪水により貴重な生命財産を奪ってきましたが、関係機関のご尽力のおかげで、周辺自治体および住民の念願である大改修事業が昭和54年に概成し、近代的な河川に改修されました。

守山市を流れる現状の河川においても未改修の河川や大改修がなされた河川などがあるなか、「本来のあるべき姿」を示すことは大変難しいのではないのでしょうか。

野洲川等の改修がなされた河川のあり方はどの様にあるべきか、河川の流下能力を低下させないよう高水敷や河道については適正な維持管理(高水敷や河道の伐木や除草)が必要と考えます。

野洲川については、平成8年3月に有識者を含めた“明日の野洲川を考える懇談会”にて野洲川の川づくりについての提言をいただくとともに、平成8年4月1日に“ふるさとの川整備河川”の指定を受け、平成10年6月11日守山市、栗東市、野洲町において“ふるさとの川整備事業”の認定を受け整備を進めているところであります。

野洲川の空間整備については、ふるさとの川整備方針の基本テーマとして「人と人との出会い、ふれあい楽しい川辺」、整備方針として「まちづくりに寄与する水辺空間整備」「野洲川の貴重な自然の保全と育成」「野洲川らしさを活かした空間利用」「清流のふるさとの復活」「野洲川と地域住民との関係の新たな構築」を掲げ整備を進めている状況であります。

以上のことから、改修河川の高水敷等は、適正な管理を必要することから、そうした空間を沿岸住民の親水空間として環境学習や人々の交流の場として必要に応じて有効に活用すべきと考えます。